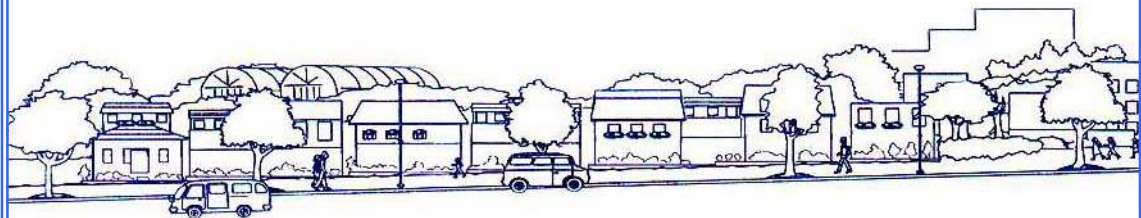


北小岩一丁目東部地区



136



2015/1/9
江戸川区土木部
区画整理課

連絡先：沿川整備第一係
5243 7160

あけましておめでとうございます。 今年もよろしくお願いたします。

あけましておめでとうございます。

昨年は、北小岩一丁目東部地区内における全ての建築物等の移転除却が完了しました。ご協力をいただきました全権利者の皆様方に深く御礼申し上げます。

今年は国の盛土工事が本格的に始まり、区も国と連携をとりながら盛土後の上面整備工事の準備を進めてまいります。

この地区が安全安心なまちとなるよう一日も早い事業の完成を目指し、職員一同努力してまいります。

本年も引き続き皆さまのご支援を賜りますよう、よろしくお願いたします。

賀 年 新 護

土木部長 高井 聖



懇談会の中でいただいた質問を紹介します

134、 135 まちづくりニュースに引き続き、第21回まちづくり懇談会でいただいた主な質問を紹介します。

Q1 東京湾北部地震が発生しても盛土は大丈夫なのでしょうか。

A1 (国)平成4年以降、耐震設計の基準が明確化され、地震荷重に対して、安全性が確保される構造となるよう設計することとなっています。なお、どこまでの地震規模なら大丈夫ということは、一概には言えません。大地震の発生により、この地域周辺一帯が相当な被害を受けているような状況となれば、本地区もどのような被害が発生するか想定できませんが、地域周辺に被害がなく盛土をした部分だけに被害が発生するということはありません。

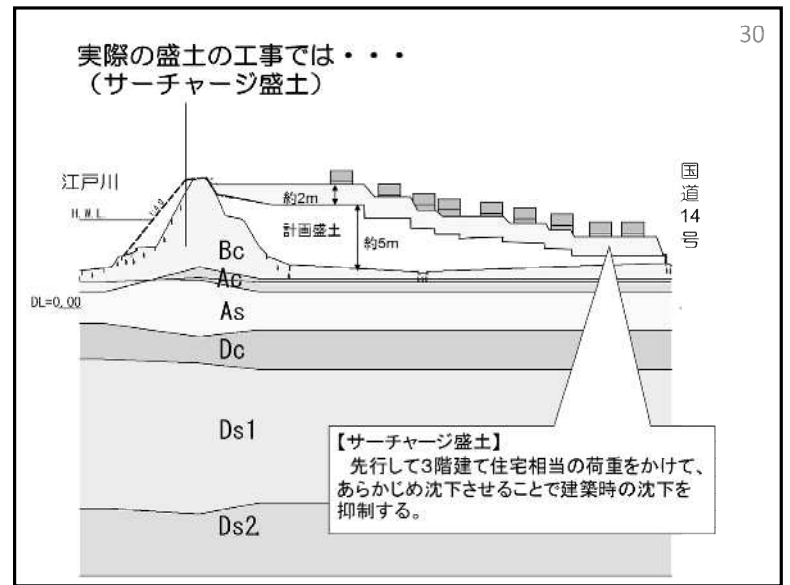
Q2 「先行盛土による沈下が完了した後に、高く盛土した土砂を撤去し、盛土表面を整形する」と説明されましたが、何を基準として沈下終了とされているのでしょうか。

また、盛土高の低い所と高い所で一律に同じ高さで高く盛るのはなぜでしょうか。

A2 (国)沈下終了の基準は「道路土工-軟弱地盤対策工指針」により、圧密度90%を超えたところとなっています。

また、一律の高さで高く盛る理由としては、建物3階建ての建築を想定した荷重分を盛る計画としています。一層厚約30cmずつ敷均し、締固めを行います。

将来の家屋の重さを想定していることから、盛土の高さには関係ありません。



【第18回まちづくり懇談会資料より】
(平成25年6月7・8日開催)

Q3 先の確定申告では、税務署で混雑のため1時間以上待たされ、まちづくり関連という事で受付担当者が変わり、税務署員とやりとりしてもよくわからないことがありました。是非、こちら(北小岩)に来てもらい、申告手続きができるように配慮してもらえないでしょうか。

A3 (区)江戸川北税務署に確定申告の手続きについて、長期の仮住居期間を伴う土地区画整理事業であることを考慮して窓口出張を依頼しましたが、税務署として窓口出張は対応していない旨の回答がありました。皆様からのご要望にお応えできず申し訳ございません。ご不明なことがございましたらまちづくり事務所にもご相談下さい。

Q4 新しくなる街には電柱が建つのですか。地中化にするのですか。

A4 (区)一般的に区内で電線類の地中化を行っている箇所は、16mの幅員を持つ都市計画道路などで、両側に3.5m程度の歩道となっているところです。電線類の地中化を行うには、電力線、NTT線、その他ケーブルを収容する管路を地下に敷設します。電力線の場合は、高圧から低圧にして各家庭に供給するための変圧器を収める地上機器(幅1.1m×高さ1.45m)の設置が必要となります。これらの施設を設置するだけの歩道空間がないと電線類の地中化は困難となります。本地区については、車道のみで幅員5、6mですので電線類の地中化は困難な状況です。ご理解の程よろしく申し上げます。

<お問い合わせ先> ご意見・ご質問はこちらまで

くかくせいりかえんせんせいびだいいちがかり
区画整理課沿川整備第一係

篠崎地区まちづくり事務所(北小岩一丁目東部地区担当) 5243-7160

電話での問い合わせは平日午前8時30分から午後5時までの間にお願いします。

【URL】 <http://www.city.edogawa.tokyo.jp/kankyo/toshikeikaku/machidukurijoho/index.html>

